明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業三）　一
〔告　示〕
○エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（経済産業一七）　三
〔人事異動〕
国土交通省　四
〔官庁報告〕
国家試験
平成三十年度秋期情報処理安全確保支援士試験合格者（経済産業省）　二
平成三十年度秋期情報処理技術者試験合格者（同）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
地方公共団体
特定空家等関係　八三
会社その他
会社決算公告　八五

省令

○経済産業省令第三号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　渡辺　博道

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十七年経済産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	
（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件）	
第三条　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。	
表一	
エアコンディショナー	［略］
店舗・事務所用エアコンディショナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗、事	［略］
六百台（ただし、中央方式エアコンディショナー（冷凍機により熱媒体等を冷却	

改正前	
（指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件）	
第三条　法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度の生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあっては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。	
表一	
エアコンディショナー	［略］
店舗・事務所用エアコンディショナー（第一種特定製品のうち、建築物において、店舗、事	［略］
六百台	